

子どもの健やかな育ちと学びのための提言

長引くコロナ禍により、子どもたちにとっては、学びや体験、人との関わりの機会が少なくなるなど、我慢を強いられる日々が続くこととなった。保護者の就労や働き方など家庭環境の変化、学校の臨時休業や行事の中止・延期、レジャー自粛などにより、ストレスや困難を抱える子どもが増えており、その長期化による影響が懸念される。現に、子どもの貧困の深刻化や児童虐待・自殺・不登校の増加といった形でデータ上明らかになっており、喫緊の対応が求められるところである。

また、積年の課題である少子化は進行の一途にあり、2021年上半期の出生数は約40.5万人と前年同期に比べ6%減少した。コロナ禍の影響が少子化に追い打ちをかけており、子ども・若者の将来を見据えた社会への移行を考えなければならない。

こういった状況の中、失わせてはならないのは、子ども・若者の健やかな育ちと将来への希望である。そのためには、抜本的かつ大胆で、一貫性をもった政策が必要である。子ども・若者が、将来に希望を抱き、置かれた環境を理由に希望する選択肢をあきらめてしまうことがないよう、今を転機とし、子ども・若者の思いを汲み取りながら、子ども・若者のための施策を国と自治体が一体となって進めなければならない。

については、政府において、下記の対策を緊急に講ずるよう提言する。

記

1 子ども・子育て政策の抜本的拡充

(1) 子ども政策を一元化して、強力に推進する組織としてのこども庁の創設

① チルドレン・ファースト社会の実現に向けた組織の創設

こども庁については、これまでの議論を後退させることなく、子ども関連政策を一元的に担い、権限と予算と人員を確保した真に政策遂行力ある組織となるよう、早期に検討を進め、設置すること。

② 現行施策の一貫性・継続性の検証

一元化により新たな分断を生じることがないよう、障害児者への支援、医療・健康づくり・食育など、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野について、現行施策の意義や実施状況を十分踏まえること。特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。

(2) コロナ禍の影響を踏まえた子ども・子育て政策の拡充

長引くコロナ禍により、子ども・若者は学びや体験、人との関わりの機会を奪われており、その負の影響に対してこれまでにない支援・対策が必要となっているが、これを転機と捉え、子どもの声に耳を傾け、子どもを第一とした子ども・子育て政策の抜本的な見直し、拡充を図ること。

(3) 子ども関連施策の財源確保

子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源など既定財源を早期に確保するとともに、GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、子ども関連の政府支出の拡大や、子ども関連施策の多くを担う地方自治体への財政措置を拡充すること。

2 子どもを安心して生み、育てられる環境づくり

(1) 母子保健と子育て支援の一体化した支援体制の構築

「子育て世代包括支援センター」などによる母子保健と子育て支援の一体的な推進や調整への支援を行うとともに、子どもとその家庭及び妊産婦等へ継続的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」における専門的人材の育成・確保を支援すること。

(2) 不安を抱える妊婦等への支援

予期せぬ妊娠など、不安を抱える妊婦やその家族等が相談しやすい窓口の設置の促進及び相談支援体制の強化に対する財政的支援を充実すること。

(3) 低出生体重児等の保護者への支援

多胎や早産などにより低体重等で生まれた子どもの家族は、成長・発育や子育てに不安を感じる 경우가多く支援が必要とされる一方で、対象者が少ないなど単独市町村では十分な取組が困難なこともあることから、リトルベビーハンドブック等による情報提供やピアサポートなど、都道府県が市町村を支援するために行う取組を支援すること。

(4) 子どもを生む希望を叶える支援の拡充

不妊・不育症治療の財源の確保も含めた健康保険適用の早期実現を図るとともに、保険適用によって自己負担の増とならないよう、負担額の軽減等を図ること。また、保険適用外の不妊・不育症治療、検査の助成を拡充すること。

さらに、不妊治療の治療日数に応じた休暇制度及び不妊治療等と仕事の両立支援に向けた環境整備を促進すること。

3 子育て世代への経済的支援の拡充

(1) 児童手当の拡充

全ての子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう支給する児童手当について、額の拡充や所得制限の廃止等拡充を図ること。

(2) 出産育児一時金の額の引き上げ

出産費用については、出産育児一時金が給付されているものの、自己負担が生じていることから、出産育児一時金を引き上げること。

(3) 医療費助成制度の創設等による経済的負担の軽減

子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や、小学生以上の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、さらには、新たな地方負担を生じさせることなく、国民健康保険の子どものに係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充を図ること。

(4) 教育費等の負担軽減

① 教育・保育にかかる費用の負担軽減

幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより子どもの教育・保育にかかる費用の負担軽減を図ること。特に、保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大し、保育の無償化を実現すること。

② 高等学校等にかかる教育費の負担軽減

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実を図るため、財政支援の強化を行うこと。

(5) 小学校休業等対応助成金・支援金の積極的な周知及び延長の検討

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を再開したことについては、仕事を休まざるを得ない保護者を支援するため、事業主及び労働者の双方においてしっかり制度が活用されるよう、国が責任をもって、周知を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、令和4年1月以降の更なる延長を検討すること。

4 乳幼児期の健やかな育ちのための支援

(1) 乳幼児期の育ち・学びの充実

① 育ち・学びの機会の確保

人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において、子どもたちが様々な体験や学びを通じて豊かな人間性・社会性を育み、将来の可能性を広げていけるよう、成育場所や感染症下など環境を問わず、育ち・学びの機会を確保できる仕組みを構築すること。

② 質の高い教育・保育のためのガイドラインの策定

幼稚園や保育所等に通う子どもだけでなく全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう、幼稚園教育要領等が目指す姿に向けて成長段階に応じた体験や学び等を示し、乳幼児期の教育の基本として育ちの場を問わず活用できるガイドラインを策定すること。

(2) 幼児教育・保育の充実

① 保育士等の資質向上

保育士等の資質向上のため、更なる処遇改善とキャリアアップを促進する研修体制整備への支援を充実すること。また、認可外保育施設等においても、保育の質が確保・向上されるよう、支援を行うこと。

② 保育人材確保への支援

再就職マッチングの支援及び潜在保育士に再就職のアプローチができる全国的な届出制度の導入を行うこと。併せて、自治体が地域の実情に応じて実施する取組に対して柔軟に活用できる財政的支援を行うこと。

③ 保育ニーズへの対応支援

「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解消のための支援を充実するとともに、人口減少地域や保育所等の地域偏在に対する制度的・財政的支援や、在宅育児家庭等に対する支援制度を拡充すること。また、公立保育所等については、その重要性に鑑み、子どもたちの安全・安心が図られるよう、施設整備等に十分な財政措置を行うこと。

④ ベビーシッターマッチングサイトへの指導強化

ベビーシッターを安全・安心に利用できるよう、信頼性の判断を利用者任せにするのではなく、マッチングサイト運営事業者の責任を明確化するとともに、マッチングサイト運営事業者に対する指導監督の基準を定め、指導監督を強化し権限を行使すること。

5 子どもの成長のための安全・安心な環境づくり

(1) 子どもを守る安全・安心な環境の確保

① 幼稚園と保育所等の基準等の整合

施設運営の基準や指導監査の実施方法等については、施設の種別に関わらず、子どもの安全・安心を守る観点から、内容の整合を図ること。

② 新型コロナウイルスワクチンの接種率向上のための環境整備

教員や保育士をはじめ、子どもに直接関わる職において、新型コロナウイルスワクチンを確実に接種できるよう、接種に伴う休暇制度の導入や休暇の取得促進などの環境整備を進めること。また、12歳以上の子どもやその保護者への啓発・情報提供や、希望すれば速やかに接種できる環境整備に努めること。

(2) 相談体制や居場所の確保・充実

① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充等への支援

不登校児童生徒数や児童虐待件数、子どもの自殺者数の増加、ヤングケアラーへの支援など、更なる配置や専門性の向上が必要となっており、配置の拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大等）や待遇改善のための十分な財源を確保し、教育相談体制の更なる強化を図ること。

② 放課後児童クラブの整備と安定的運営の推進への支援

放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた、運営費補助基準額の拡大及び補助率の引き上げによる支援の充実を図ること。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備(支援単位の適正規模化に係る整備等)や小学校の学級編制の標準の引き下げ(35人学級)に対応した施設整備(余裕教室活用クラブの校舎外への移転)のための補助率の引き上げ等の支援の充実を図ること。

③ 子どもの居場所への運営支援

要支援児童等への見守り強化や、子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等は、子どもたちの居場所や食を支える重要な拠点となっていることから、人材・施設の確保や物資の受入、保管分配など継続的な運営が可能となる支援の充実を図ること。

④ 感染等した場合の居場所や学習機会等の確保

子ども自身や保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染等したことにより、家庭で過ごすことができない子どもが安心して過ごせる居場所を確保すること。また、感染等やワクチン接種の副反応により学校等を休んでも、学習機会等を確保できる仕組みを整えること。

(3) 子どもに対する性犯罪・性暴力の排除に向けた取組

① 性犯罪・性暴力を排除するための制度の導入

子どもに対する性犯罪・性暴力をした者への厳罰化はもとより、子どもに直接関わる職に就く者や社会的養護に関わる者等について、性犯罪歴を確認できる全国ベースの犯罪経歴確認制度など、性犯罪・性暴力を排除するための制度を導入すること。

② 失効した資格等の再取得の厳格化

わいせつ行為により保育士や放課後児童支援員等の資格等を失効させた者の再取得要件の厳格化を図ること。

(4) 性犯罪・性暴力被害を防止するための教育や啓発の充実

① 子どもへの教育・啓発の充実

子どもを性犯罪・性暴力の当事者(加害者、被害者、傍観者)にしないため、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育や、被害に遭った時の相談先の周知など、発達段階に応じた教育・啓発の充実を図ること。

② 相談体制の整備

子どもから被害を相談されたり、被害に気付いたりした場合の聴き取りにあたっては、誘導や暗示の影響を受けやすい子どもの特性を理解しておくことや、相談対応による二次的被害を生じさせないよう配慮をすることが重要であり、教育関係者など身近な大人の理解を深め、適切に相談を受ける体制を整備すること。

6 子どもの貧困対策等の強化

(1) 全国的な子どもの貧困実態調査の実施

コロナ禍により子どもの貧困が深刻化しており、地域の実情に応じた対策が重要となっていることから、統一的な基準・指標を用い、都道府県・市町村別の比較・分析等が可能となる十分なサンプル数による全国実態調査を実施するとともに、都道府県・市町村別にデータを提供すること。

(2) 貧困の連鎖を断ち切るための支援

子どもの貧困には、親の貧困など様々な背景があり、また、食事や学習・体験等の機会が十分に得られない、孤立化する、希望する進学・就労をあきらめるなど、子どもに及ぼす影響も多岐にわたることから、学校や地域、福祉関係機関などが連携し、多面的に支援する体制を構築すること。

(3) 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援

「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化を行うこと。

(4) 生活安定のための支援強化

① 児童扶養手当の拡充

児童扶養手当額の増額及び所得制限の引き上げを行うこと。また、多子加算額の支給額逡減措置を撤廃し支援の拡充を行うこと。

② 養育費の履行確保

養育費の重要性について、離婚前からの当事者への周知や相談体制の強化を図るとともに、協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立て替え制度など国による履行確保の強化に向けた具体策を早期に示すこと。また、地方の取組について支援を行うこと。

③ ひとり親家庭への支援の拡充

コロナ禍の影響をより大きく受けているとされるひとり親家庭について、給付型の住居費支援制度の創設や母子父子寡婦福祉資金の償還免除の要件緩和など、支援を拡充すること。

7 児童虐待防止対策の推進等

(1) 児童相談所の体制の強化等

① 人材の確保・育成への支援

児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司(SV職員)等の専門的人材の確保や育成支援とともに、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。

② 質の向上のための支援

一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充(施設を借り上げて一時保護所を整備する場合の賃料等含む)と第三者による評価を義務化するとともに、受審費用への財政支援を行うこと。

③ AI技術を活用した支援

国における児童虐待対応事案の支援として、AI技術を活用した全国統一ツールの早期開発を推進するとともに、モデル事業の導入についての財政支援を行うこと。

(2) 未然防止のための支援策の充実

国によるSNSを活用した相談窓口については、国において初期相談に対応し、適切な対応を十分見極めたうえで、所管する都道府県や児童相談所等へ報告するシステムとすること。

(3) 里親養育の支援強化

家庭養育優先原則の実現に向け、里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援を拡充し、里親制度の活性化に向け、多様な里親類型の創設や里親の名称変更、一時保護委託や短期間の委託をうける里親の質を確保した登録要件の見直しなどを検討すること。

(4) 子どもに関わる職に就く者による児童への虐待防止等に係る法改正

保育所職員など、児童福祉法第33条の10が定める被措置児童等虐待の対象となっていないが、子どもに直接関わる職に就く者が行った虐待について、被措置児童等虐待の防止等と同様の法規定を設けること。

8 ハンディキャップや生きづらさを抱える子ども・若者への支援の強化

(1) 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

障害福祉制度の対象となるか否かに関わらず医療的ケアが必要な子どもとその家族の実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みを構築するとともに、医療的ケア児支援センターなど相談支援体制整備に対し財政的支援を充実すること。また、看護師の配置について、施設種別による差異を解消するとともに、国の補助事業における補助割合の引き上げなど、更なる支援の充実を図ること。

(2) ヤングケアラーへの支援強化

ヤングケアラーが自分の置かれている状況を当たり前と考えているケースがあることや、家族内等のことであり実態も表面化しにくく、周囲から見過ごされることが多いことから、国において社会的認知度及び社会全体で支援する機運を高めること。また、地方自治体や民間団体が行う取組に対して、財政面を含め、支援の強化を図ること。

(3) 心に悩みを抱えた子ども・若者を孤立させない体制づくり

コロナ禍により、子ども・若者のひきこもり、自殺が増加しており、若年層を中心にコミュニケーション手段として広く普及している SNS を活用した相談や相談機関が出向いていくアウトリーチ型の支援など、不安や生きづらさを抱える人を孤立させない体制づくりへの支援の充実を図ること。

(4) 児童養護施設退所者等(ケアリーバー)の自立支援

児童養護施設入所者に対して、退所後の生活を見据えた適切な自立支援(リービングケア)を行うとともに、退所後においても困りごとに応じ、相談・支援拠点や居場所づくり、自立に向けた訓練など、長期的に見守り、支える仕組みを国として構築すること。併せて、地方自治体や民間団体による自立支援体制の強化のための財政支援の拡充や自立支援資金貸付事業における返還免除規定の要件緩和など支援の充実をはかること。

(5) 外国につながる子どもへの支援の充実

外国につながる子どもの母語や文化・習慣の違いを尊重しながらも、日本における生活の礎として必要な学力等を身に付けることができるよう、日本語学習に関する支援の充実を図ること。また、外国につながる子どもが将来を見通した進路を選択できるよう、キャリア支援等の包括的な支援の充実を図ること。

9 子ども・若者が希望する将来を叶えるための支援策の強化

(1) 子ども・若者の学び・体験の機会の提供

子ども・若者が将来の可能性を広げていくとともに、夢や希望を環境によってあきらめることがないよう、様々な学びや体験、チャレンジの機会を提供すること。

(2) 自らの将来を選択するための支援の充実

子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、ライフプランニング教育の充実及びライフステージごとに必要となる備えや社会保障制度についての情報、学習機会の提供など、支援を充実すること。

(3) 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶える支援の充実

地域少子化対策重点推進交付金について、補助対象メニューの充実や補助率の引き上げを図るとともに、財源を確保すること。

- ・ 結婚支援センターの運営など複数年にわたる同一事業の対象化
- ・ 結婚新生活支援事業の対象経費(2世帯同居の改修・リフォーム費用等の生活インフラ整備費等)の拡充、要件緩和などによる運用の弾力化
- ・ 結婚新生活支援事業の都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューへの常設化

10 地方の意見の反映

(1) 国と地方との定期的な協議の場の設置

国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。

特に、こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

(2) 地方の事業・事務への配慮

こども庁の設置により、既存の補助金制度の所管替え等による交付決定時期の遅れや申請等の煩雑・複雑化など、地方の事業や事務に影響が生じないように、配慮すること。

令和3年11月19日

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

滋賀県知事 三日月 大造